

川口市まちづくりアドバイザーの派遣に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の自主的組織であるまちづくり団体が行う、地域のまちづくりに関する調査及び研究活動等に対し、専門的視点から適切な助言等を行うまちづくりアドバイザーを派遣することで、市民による円滑なまちづくり活動を促進すると共に、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号による。

(1) 市民の自主的組織であるまちづくり団体

地域の住民等により自主的に組織化され、自らが生活する地域のまちづくりに対する課題の抽出や「まち」の将来像について調査及び研究を行う団体をいう。

ただし、「川口市まちづくり協議会の助成に関する要綱」に基づき、補助金の交付を受けている団体又は過去に当該補助金を受けた団体を除く。(特に市長が派遣の必要があると認めた場合を除く。)

(2) まちづくりアドバイザー

まちづくりに関する専門的な知識及び実務経験を有し、相談を受けた団体に対して、計画的なまちづくりへの適切な助言等を行う者をいう。

(派遣依頼)

第3条 まちづくりアドバイザーの派遣を依頼しようとする団体は、様式第1号の申請書により市長に申請するものとする。

2 前項の派遣の回数については、年度内3回かつ2ヵ年度を派遣限度とする。ただし、派遣限度については、特に市長が派遣の必要があると認めた場合はこの限りではない。

(派遣)

第4条 市長は、前条の申請があった場合において、審査及び調査の結果により派遣することが適当と認めるときは、登録されたまちづくりアドバイザーの中から相談の内容に適したまちづくりアドバイザーを派遣するものとする。

(業務の内容)

第5条 まちづくりアドバイザーは、派遣先において次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域の将来像の実現に向けた方向性、計画づくりの初歩、共同事業の意義、その他まちづくりについての助言等
- (2) 地区計画制度の内容、計画づくり、その他についての助言及び事例紹介等
- (3) 基盤整備事業制度の紹介、活用、その他についての助言及び事例紹介等
- (4) 各種事業制度に関連する税務、法律に関する説明等

(5) その他第1条の目的を達成するために必要な業務

(業務完了実績報告)

第6条 派遣の指示を受けたまちづくりアドバイザーは、業務終了後速やかに様式第3号による完了実績報告書を市長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第7条 まちづくりアドバイザーには、1回の派遣につき20,000円を限度として市が報償金を支払う。

(まちづくりアドバイザーの登録)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、まちづくりアドバイザーの登録を希望する者のうち、専門知識及び実務経験を有し、まちづくりアドバイザーとして適任と認めるものを登録する。

(1) 都市計画又は建築等に関する教育課程を修了し、都市計画等に関し13年以上の実務経験を有する者

(2) 前号に該当する者と同等又はそれ以上の知識、経験又は能力を有する者

(3) 税理士又は弁護士の資格を有し、まちづくりに関する知識又は経験を有する者

2 まちづくりアドバイザーの登録を希望する者は、様式第4号の申請書により市長に登録の申請をするものとする。なお、登録期間は登録の決定をした日から3年間とする。

附 則

この要綱は、平成16年 5月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年 8月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 8月 1日から実施する。